

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 速水 進治 様 〒141-0031 日本国 東京都品川区西五反田7丁目9番2号 KDX五 反田ビル9階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 730137W001	発送日 (日.月.年) 18.02.2020 今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/046310	国際出願日 (日.月.年) 27.11.2019	優先日 (日.月.年) 03.12.2018
国際特許分類 (I P C) A61B 7/00(2006.01)i; A61B 7/04(2006.01)i; G01H 11/00(2006.01)i FI: A61B7/00 D; A61B7/04 A; G01H11/00		
出願人 (氏名又は名称) パイオニア株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 03.02.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 門田 宏 2Q 9224 電話番号 03-3581-1101 内線 3292
--------------------------------------------------------------------	-------------------------	--------------------------------------------------------------

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	6-7	有
	請求項	1-5, 8	無
進歩性 (IS)	請求項	6-7	有
	請求項	1-5, 8	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 10-325778 A (フジテコム株式会社) 08.12.1998(1998-12-08)
[0008]-[0034]、図1-4

& US 5959210 A , 第2欄第4行-第6欄第10行、図1-4

文献2 : JP 2009-2873 A (フジテコム株式会社) 08.01.2009(2009-01-08)
[0020]-[0027]、図1-2

& US 2008/0314123 A1, [0032]-[0040]、図1-2

& EP 2028471 A2

& CN 101329012 A

& KR 10-2008-0113162 A

& AT 520968 T

& HK 1126850 A

・請求項 1 - 5 , 8

請求項 1 - 5 , 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により、新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、圧電素子（「振動センサー」に相当する）を内蔵したピックアップと、前記圧電素子が出力する電気信号を電圧増幅器（「信号受信部」に相当する）に伝達するコード（「ケーブル」に相当する）と、ゴム製の塊状を呈し、少なくとも1つの変向部を有する前記コード嵌挿路を内部に形成した雑音吸収部材とを備え、前記コードの適宜位置に前記雑音吸収部材（「保持部」に相当する）を装着した振動検出装置が記載されている。

文献1には、80cmの長さのコードのピックアップの上端から3cmの位置に雑音吸収部材を装着すること（[0033]）も記載されており、この場合、雑音吸収部材は、コードの長さ方向における中央よりも振動センサー側においてコードに装着されているものと認められる。

また、図3によると、コードは、14a, 14b, 14c, 14dの各変向部において90°で曲がっているものであり、14aと14dとでは互いに逆向きに曲がっていることがわかる。

・請求項 1 , 3 - 5 , 8

請求項 1 , 3 - 5 , 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2により、新規性及び進歩性を有しない。

文献2には、圧電素子（「振動センサー」に相当する）を内蔵したピックアップと、前記圧電素子が出力する電気信号を探知装置本体（「信号受信部」に相当する）に伝達するコード（「ケーブル」に相当する）とを備え、前記コードの下部を巻き回してループ部を形成し、該ループ部において重合するコード部分をゴム製の結束部材（「保持部」に相当する）で結束した振動検出装置が記載されている。

図1によると、ループ部におけるコードは、4カ所で90°に曲がっているものであり、互いに逆向きに曲がっている部分を有するものであることがわかる。

・請求項 6 - 7

請求項 6 - 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して、新規性及び進歩性を有する。

「保持部」を、「板状体と、前記板状体の一面側に形成され又は設けられた曲げ形状の溝部とを有し、前記溝部に前記ケーブルの一部を嵌め込んで前記ケーブルに取り付けられる」ものとするこ

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

とは、国際調査報告で引用された何れの文献にも、記載も示唆もされておらず、当業者にとって自明なものでもない。